

令和7年度観光実務人材確保・育成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度観光実務人材確保・育成事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 目的・趣旨

ポストコロナにおける国内外からの観光需要の高まりを受け、観光産業（特に宿泊業）においては、人手不足が課題となっている。

そこで、学生等に対し、兵庫県の宿泊業の魅力や宿泊業のやりがい等を知ってもらうとともに、宿泊事業者と就職希望者のマッチング機会を創出すること等により、宿泊業務及び調理業務を担う実務人材の確保・定着を支援する。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）

5 業務の内容

本業務の委託業務の内容は下記を基本とし、提案により実施すること。

（1）参加対象者の募集

5(2)～5(4)の業務の実施に当たり、参加学生等及び参加企業を募集し、実施までに発生する各種調整を行う。

なお、各業務の参加対象者の募集に当たっては、チラシ作成やSNSを活用するなど効果的に周知を行うこと。

ア 参加学生等

県内外に就学する高校生、大学生、大学院生及び専門学校生並びに宿泊業への転職希望者を対象に広く案内し、参加者募集すること。

なお、観光を専攻する学部、学科を有する高校、大学や調理専門学校に対しては、特に積極的に案内を行うこと。

イ 参加企業

兵庫県内の事業所での勤務を想定して採用活動を行う旅館、ホテルを対象として、広く募集すること。また、各業務における参加企業の最終的な選定については、観光本部と協議の上、行うこと。

なお、下記団体に対しては必ず参加企業募集の案内を行うこと。

(ア) 兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合

(イ) 県内各温泉地の旅館業組合等

(ウ) そのほか、観光本部と受託者の協議の上、必要と認められる団体

（2）少人数制合同企業説明会の開催

宿泊業界への就職・転職を希望する学生等と県内の宿泊事業者とのマッチング

を図るため、旅館・ホテルが複数参加する少人数制合同企業説明会を開催する。

ア 開催回数

3回以上

イ 参加者数の目安

1回の実施につき、学生等20名程度

ウ 提案を求めるもの

- ・実施内容及び時期
- ・実施形式
- ・参加企業数等の開催規模
- ・参加対象者の確保策 等

(3) 就業体験の実施

宿泊業の魅力ややりがいを肌で感じるとともに、ミスマッチ等による就職後の早期離職を防ぐため、就業体験や現地での社員交流会等を実施し、業務内容や職場の雰囲気等を知る機会を創出する。

ア 宿泊業務全般

宿泊業への就職を希望する学生等を対象に、旅館・ホテルの宿泊業務における就業体験を実施する。

(ア) 提案を求めるもの

- ・実施回数
- ・実施方式
- ・目標参加対象者数
- ・参加対象者の確保策 等

イ 調理業務

(ア) 昼食付現地交流会の開催

旅館・ホテルの料理及び調理場を知る機会の創出や料理人としての将来像をイメージしやすくすることを目的に、調理師専門学校生を対象とした昼食付現地交流会を開催する。

なお、昼食については、旅館・ホテルの料理を知る機会という観点から、実際に旅館・ホテルが提供しているものを基本とする。

提案を求めるもの

- ・実施回数
- ・実施方式
- ・目標参加対象者数
- ・参加対象者の確保策 等

(イ) 調理師専門学校と連携した取組

調理専門学校と連携し、授業時間において会社案内を実施するなど、調理専門学生に旅館・ホテルの調理場の魅力ややりがいを伝える機会を提供する。

提案を求めるもの

- ・実施形式
- ・実施回数

- ・実施プログラム
- ・目標参加対象者数
- ・参加対象者の確保策 等

(4) 宿泊事業者向けオンラインセミナーの開催

兵庫県内に事業所を有する旅館・ホテルを対象に、効果的な採用活動や人材定着率の向上事例等をテーマとしたオンラインセミナーを開催する。また、セミナー後、一定期間、アーカイブ動画を視聴できるようにすること。

なお、セミナー講師は、現に先進的な取組を実施している宿泊事業者等から選定することを基本として提案を求めるが、最終的には受託者と観光本部で協議して決定する。

(5) WEBを活用した宿泊業のやりがい・魅力発信、イメージアップ

観光本部が運用するYouTubeなどのSNSやその他WEBを活用した情報発信を行うため、宿泊業の魅力、やりがい等が伝わる動画を作成する。また、観光本部のSNSに投稿した動画の視聴数を向上させる方法を提案により実施する。

なお、観光本部が運用するSNS等への投稿は、観光本部が行う。

ア コンセプト

宿泊業に従事する人や観光地、旅館・ホテルの料理等の魅力を分かりやすく伝え、県内宿泊業のイメージアップを図ると同時に、「働きたい」と印象付ける内容と構成であること。

なお、旅館・ホテルなどの事業者のPR動画ではなく、宿泊業そのものの魅力を発信する動画とすること。

イ ターゲット

兵庫県内外の主に若い世代（概ね16歳～30歳）

ウ 企画・構成

提案内容を基に観光本部と協議を行い、内容を決定する。

エ 撮影

企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

なお、撮影に係る次の内容は、委託業務に含むものとする。

(ア) 資料・素材の収集

(イ) 肖像権や著作権について必要な手続

(ウ) 出演者・出演料等の交渉、撮影地への交渉・許可取り

オ 再生時間及び制作本数

動画1本あたり30秒～90秒程度の動画とし、制作本数は提案による。

(6) アンケートの実施

5(2)～5(4)の各業務の参加者、参加企業それぞれに対して事業効果を測定するためのアンケートを実施し、結果の集計・分析、課題の抽出を行うこと。

(7) 業務実施スケジュールの提案・管理

5(1)～5(6)の業務について、就職活動や学業の時期等を考慮し、それぞれの業務の効果的な実施時期を検討した上で全体スケジュールを作成し、提案すること。

なお、最終的なスケジュールは、受託者と観光本部が協議の上決定する。

(8) 中間報告書の作成

受託者は、令和7年9月30日時点で「中間報告書」（様式任意）を作成し、15問合せ先まで提出すること。

なお、中間報告書の提出期限は令和7年10月10日とする。

6 実績報告書の提出

受託者は、本委託業務の終了後、5日以内に「実績報告書」（様式任意）を15問合せ先まで提出すること。

7 事業実施上の留意点

（1）留意事項

- ア 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- イ 業務担当者には兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を置くこと。
- ウ 随時、観光本部にスケジュール等を共有し、進行管理を徹底すること。
- エ 観光本部の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- オ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（2）委託事業に要する画像等

観光本部が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

8 著作権等の権利関係

受託者は、観光本部が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続を行うこと。また、撮影・使用する動画、写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則観光本部に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に観光本部と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、観光本部から支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

9 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対しすべての責任を負うものとする。

12 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は観光本部で行う。
- (2) 観光本部は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、観光本部において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、観光本部に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に観光本部を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、及び過去 2 年間に法人、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他理事長が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

13 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、観光本部は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、観光本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

14 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、観光本部が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。

15 問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当: 蓑島

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)
TEL : 078-361-7661 MAIL : minoshima@hyogo-tourism.jp